

このまちの 未来を想う この一票

4月7日(日)は

三重県知事選挙・三重県議会議員選挙

4月21日(日)は

朝日町長選挙・朝日町議会議員選挙

(投票時間は、7時から20時まで)

選挙は、皆さんが一票を行使することにより、政治に参加する制度であり、民主政治の根本となるものです。

皆さんの意思を政治に反映させるため、皆さんごぞって投票しましょう。

なお、各選挙の投票の可否等は次のとおりです。

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に投票できる人は

朝日町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、平成13年4月8日以前の出生者。又、住所要件については転入の届出をした日から引き続き3か月以上朝日町に住所がある人で、平成30年12月28日以前の転入届出者。

三重県内で住所を移転された人は

三重県内で他の市町へ住所を移転された人は、現住所地（移転先）で3か月を経過しなくても4月7日に予定されている三重県知事及び三重県議会議員選挙において投票することができる場合があります。下の表のとおりですので、注意してください。

	区 分	投票の可否	要 件
1	平成30年12月28日以前に住所を移転し、平成31年4月7日に至る人	現住所地の市町で投票できます。	現住所地の市町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
2	平成30年12月29日以降に住所を移転し、平成31年4月7日に至る人	＊現住所地の市町では投票できません。 ＊前住所地の市町で投票できます。 この場合、いずれかの市町長が発行する引き続き県内に住所を有する旨の証明書又は引き続き県内に住所を有することの確認が必要となります。	前住所地の市町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。